

## ○学生部長表彰内規

**第1条** この内規は、愛知淑徳大学学生表彰規程（以下「表彰規程」という。）第5条第3項に基づいた学生部長表彰に関して必要な事項を定める。

**第2条** 学生部長表彰は、当該年度において表彰規程第2条第3号、第4号又は第5号に該当する個人又は団体の中から選考し、毎年度末又は適当な時期に行う。

**第3条** 表彰該当者は、次の各号の一つに該当するもので、かつ、個人及び団体にあつては他の模範となるものでなければならない。

（1） 中部、関西若しくは東海地区大会において上位入賞の成績をおさめたもの  
又はそれと同等以上と認められる成績をおさめたもの

（2） 社会奉仕活動が特に顕著であったもの

（3） その他表彰に値する顕著な活動を行ったもの

**第4条** 表彰該当者に対しては、表彰状及び副賞を授与する。

**第5条** 表彰該当者の選考については、大学学生生活委員会の審議を経て学生部長が原案を作成し、学長の承認を得て学生部長が行う。

### 附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

